



公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会

CPRA news CENTER FOR PERFORMERS' RIGHTS ADMINISTRATION NEWS 64



実演家著作隣接権センター

ジェスの著作隣接権

昨年12月の62号で阿部浩二先生が久松保夫氏の芸団協における功績について述べられていた。重ね餅になるが、その第二弾を私が述べたい。

昭和41年春、私が文部省著作権課に配属され、著作権法全面改正法案の起草を命ぜられてから間もないこと、当時の人気テレビ番組であった「ララミー牧場」の主人公ジェスの声が部屋の入口から聞こえてきた。顔を上げて見ると、その方が前年末設立されたばかりの芸団協で著作権を担当する理事の久松保夫さんであつた。

その年の秋に文化局試案として公表した「著作権及び著作隣接権に関する法律草案」並びに内閣法制局審査段階での第二次案から第五次案に至るまでについての関係団体からの意見聴取には、芸団協を代表して専務理事の紙恭輔先生と共にジェスの吹き替え声優が必ず出席されて、滔々と著作権同等の実演家の保護を主張されるのを常例とされていた。

実演家に関する保護のあり方については、既に著作権審議会の答申で、ワンチャンスの録音・録画権とレコードの二次使用に関する報酬請求権との二本立て興行の方向は示されていたが、久松理論に意を払いながらの、後者の実効性のあ

る法制の組み立てには、相当の苦心を要したところでもある。

實のところ、著作権法第95条（商業用レコードの二次使用）第4項での権利行使の指定団体は、設立され得やほやの芸団協を当然の前提として規定することとし、機械的失業の実演家を含む全体にどういう理論構成と方法とで果实を還元できるかを想定したものであって、今にして思えば、公共工事での典型的な談合まがいとの誇りを受けてもやむをえないところではあった。

現行著作権法が成立し公布されてから2か月後の昭和45年7月、著作権課長を拝命した私にとっての大きな仕事の一つが法第95条に基づく二次使用料を受ける権利の行使団体の指定と円滑な業務開始へ向けての関連する支払い団体との調整とであった。言葉は適當かどうか、芸団協牧場のCOOやCEOもさることながら、牧場のガムラン・ジェスの果たした役割の大きさは計り知れない。

翌年3月の団体指定に接続するかのように、5月には芸団協とNHK及び民放連との間に「商業用レコードの二次使用料に関する契約」、また6月から7月にかけて「放送に関する基本協定書」がそれぞれ締結され、実演家の権利確保の実務処

理が約束されることになったのも、ジェスの力に負うところ大であった。

また、新制度がスタートすれば、構成団体間できっとパイの分配をめぐってもめるに違いないとの予想は不幸にも現実のものとなつたが、歌手協会側とそれ以外の団体の隔たつた主張の折衷点を見出すことができたのも、攻めにも強いが守りにも強いジェスの捌きによるものと言つて過言ではない。

振り返つてみると、二次使用料を受け取る権利の創設と実務上の順調な船出は、芸団協の存在とその中核的役割を果たされた知情意三拍子の揃つた洒脱な論客があつたればこそと確信している。

私が4年間の著作権課長を終えてからの転出先にも久松さんはよく訪れていらっしゃり、コケシ談義を始め楽しい話を聞かせていただいていたが、私が文化庁次長として著作権担当を命ぜられる前年に急逝され、三度目のパートナーとなれなかつたのは、返す返すも残念なことであった。没後30年のジェスこと久松保夫さんのご冥福を心よりお祈りしたい。

元文化庁次長・前愛媛県知事

加戸守行
Kato Moriyuki

CPRA ニュース

VOL. 64

MAY. 2012

CONTENTS

●卷頭メッセージ

ジェスの著作隣接権 1

●特集

公益社団法人芸団協の新体制が決まる 2

WIPO 視聴覚の実演の保護に関する条約案仮訳 5

MOVEMENT 6

ACTION 7

COLUMN/ESSAY 8